



夏休み期間限定の学童クラブ入会案内

この入会案内は、夏休み期間限定（7月21日(火)～8月31日(月)）の学童クラブ入会児童を募集するものです。申請にあたっては、必ず、**保護者の方が申請**してください。（児童による提出は不可）

現在入会申請され待機中となっている方も、別途入会申請手続きが必要です。

学童クラブとは、小学校等に就学している児童の保護者が、就労や疾病等により昼間家庭にいられない場合、保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導をおこなうことで、児童の心身の健全な育成を図ることを目的としています。

1. 対象児童

西東京市に居住または西東京市立小学校に在学中の児童です。

ただし、5・6年生は「西東京市学童クラブ障害児指導実施要綱」に定める障害児に限ります。学童クラブでの集団生活が難しい場合などは、あらかじめ児童青少年課へご相談ください。

※詳しくは、児童青少年課へお問い合わせください。

2. 入会要件


(1) 保護者等(令和8年4月1日～令和9年3月31日の年齢が18歳以上65歳以下であって、当該児童と同居の親族を含む。)の方が次のいずれかに該当することにより、当該児童が監護を受けられないと認められる場合とします。

◆求職活動中の方は、夏休み期間限定の学童クラブの入会要件に該当しません。

①	就労	就労を常態としていること。（勤務開始日が7月21日以前であること）
		就労日数が月～土曜日のうち 週3日 以上かつ就労時間が 4時間 以上 ※在宅で就労している場合も、同要件。
②	長期疾病・障害	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
③	看（介）護中	長期疾病、その他障害を有している者の看（介）護にあたっていること。
		月～土曜日のうち看護日数が 週3日 以上かつ看護時間が 4時間 以上
④	就学中	就労に伴う準備として技能修得のため学校等に通っていること。
		就学等の日数が月～土曜日のうち 週3日 以上かつ就学時間が 4時間 以上
⑤	出産	保護者の方が、出産予定であること。
		出産要件での入会は出産 前6週 から出産 後8週 以内。
⑥	育児休業中	保護者の方が、育児休業を取得していること。
		育児休業中での入会は出産 後1年6か月 以内。
⑦	被災等	震災、風水害、火災その他の災害により被害を受け、その復旧にあたっていること。

3. 入会申請

受付期間 6月1日（月）～6月19日（金）

提出方法	提出場所・宛先	受付曜日・時間等
持参	児童青少年課 窓口 (西東京市役所田無第二庁舎2階)	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時
郵送	〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 西東京市役所 児童青少年課 宛て	6月19日（金）消印有効
Web申込	申込フォーム (QRコード)から 	6月1日（月）午前9時～ 6月19日（金）

※児童による提出はできません。

※保谷庁舎、児童館、学童クラブでは受付をしていませんのでご注意ください。

※これまでの育成料等に未納がある世帯は、全額納付していただくか、全額納付が難しい場合は、納付相談後に納付計画書をご提出いただいてからの受付となります。

4. 申請書類

申請書類が不足している場合は、審査ができません。

間に合わない場合は、児童青少年課へ事前にご相談ください。

記入例（別紙）を参考に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

- ア 学童クラブ入会申請書 1部（両面記入）
- イ 勤務証明書等、要件確認のための必要書類 保護者各1部
- ウ 身体障害者手帳・愛の手帳・医師の意見書又は診断書などの写し1部
(申請児童に身体、知的、発達障害などがある場合のみ)
- エ 身体障害、知的障害、発達障害などが無い方（申請児童）で、職員のサポートが必要な場合は、教育支援シートやWISC（ウィスク）検査結果などの写し 1部
※資料がない場合は、児童青少年課へ事前にご相談ください。

《 ご注意ください 》

※イの要件確認のための必要書類は、児童と同居している 18歳以上 65歳以下の親族全員分が必要です。（**父親、母親**、18歳以上の児童の兄姉、65歳以下の祖父母・叔父叔母など）

※2人以上申請される場合、イの書類はコピー提出可。アの書類は、児童1人に1部ずつ必要です。

※すでに入会している兄弟姉妹がいる場合も、勤務証明書を改めて提出する必要があります。

要件確認のための必要書類 保護者の状況に応じて、以下の表をご確認ください。

就 労	勤務・採用（見込）証明書 ※事業所による記入。発行日が 令和8年4月1日以降 のもの ※採用見込の方は、勤務を開始してから再度勤務証明書の提出が必要になります。 <u>採用見込年月日が令和8年7月21日以降の方は、夏休み期間限定の学童クラブの入会要件は満たしません。通年の学童クラブをご申請ください。</u> ※令和8年8月31日以降までの勤務が必須です。 ※単身赴任中（海外を除く）の場合も勤務証明書の添付が必要です。 自営業、会社代表者の場合 ① 勤務・採用（見込）証明書 （保護者本人による記入）
-----	---

	<p>② どちらか { 令和7年分の確定申告書の写し 令和7年分の源泉徴収票の写し</p> <p>※必ず①と②の両方を提出してください。 ※②の書類がない方は、開業届または登記事項証明書の写しでも可</p>
長期疾病 ・障害	<p>医師の診断書の写し又は身体障害者手帳等の写し</p> <p>※診断書の場合は、病名等のみではなく、育児困難である旨が書かれているもの。 ※身体障害者手帳等は、氏名・住所・生年月日がわかるようにコピーしてください。</p>
看(介)護中	<p>介護保険被保険者証の写し } 身体障害者手帳等の写し } いずれか 医師の診断書の写し</p> <p>※余白部分に看(介)護実態として頻度・時間帯・介護場所・補助内容等を記入してください。(例:週〇日、10時~17時、自宅又は〇〇施設、生活全般補助など) ※介護保険被保険者証は、氏名・住所・認定年月日がわかるようにコピーしてください。 ※身体障害者手帳等は、氏名・住所・生年月日がわかるようにコピーしてください。</p>
就学中	<p>①学校発行の在学証明書又は学生証明書の写し</p> <p>②時間割 (受講しているカリキュラムの時間帯や曜日等がわかるもの)</p> <p>※必ず①と②の両方を提出してください。</p>
出産予定	<p>母子健康手帳の写し (お母様の氏名と出産予定日が記載されたページ)</p>
育児休業中	<p>勤務・採用(見込)証明書</p> <p>※事業所による記入。育児休業取得期間が記入されたもの</p>

— その他、必要とされる書類についてご不明な点は、児童青少年課にご相談ください —

5. 入会決定

学童クラブの入会決定は、別に定める基準により行います。

(1) 入会決定通知書は、**令和8年7月3日(金)頃**に発送の予定です。

(2) 学童クラブ入会期間は、**令和8年7月21日(火)～8月31日(月)**です。

※ただし、出産・育児休業・就学等の要件で入会された方は要件該当期間までとなります。

6. 入会申請に関するよくあるご質問

(1) 同居の祖父母は65歳ですが、書類は必要ですか？

65歳以下の方は、要件確認のための書類が必要になります。ただし、令和9年3月31日までに誕生日を迎え66歳になる場合は、書類は必要ありません。

(2) すでに姉妹・兄弟が学童クラブを利用中なのですが、書類は必要ですか？

左ページ申請書類の『ア申請書』、『イ要件確認のための書類』が必要となります。すでに入会しているお子さんがいる場合も、**勤務証明書を改めてご提出ください**。

なお、勤務証明書は令和8年4月1日以降に発行されたものであれば、コピーでの提出も可能です。

(3) 児童に障害があったり、サポートが必要なのですが、何か書類が必要ですか？

左ページ申請書類の『ア申請書』、『イ要件確認のための書類』のほかに、手帳(身体障害者手帳・愛の手帳等)・医師の意見書又は診断書などの写しを添付してください。

※申請前に必ず児童青少年課へご相談ください。

(4) 現在入会申請中で待機をしているのですが、夏休みの学童クラブを利用したい場合もあらためて書類の提出は必要ですか？

現在入会申請をされ、待機をしている方も**別途入会申請手続が必要**です。期間内に必ず児童青少年課へご提出ください。

1. 学童クラブ募集人数について

児童の安全確保のため、令和8年4月16日現在の入会児童数に応じて、夏休み期間限定の受入児童数に上限を設けさせていただきます。ご理解をお願いいたします。

学童クラブ名	受入人数	学童クラブ名	受入人数
田無学童クラブ	2	東学童クラブ	0
田無第二学童クラブ	3	下保谷学童クラブ	2
田無第三学童クラブ	0	保谷第一学童クラブ	0
北原学童クラブ	3	中町学童クラブ	0
谷戸学童クラブ	2	中町第二学童クラブ	0
谷戸第二学童クラブ	0	本町第二学童クラブ	0
みどり学童クラブ	2	新町学童クラブ	0
ひばりが丘第一学童クラブ	3	保谷柳沢学童クラブ	10
ひばりが丘第二学童クラブ	3	保谷柳沢第二学童クラブ	0
中原学童クラブ	2	東伏見学童クラブ	2
芝久保学童クラブ	0	東伏見第二学童クラブ	2
上向台学童クラブ	0	ひばりが丘北学童クラブ	0
上向台第二学童クラブ	2	ひばりが丘北第二学童クラブ	0
北芝久保学童クラブ	3	住吉学童クラブ	0
芝久保第二学童クラブ	0	田無柳沢学童クラブ	5
けやき学童クラブ	2	向台学童クラブ	2
けやき第二学童クラブ	5	向台第二学童クラブ	2
本町学童クラブ	0	向台第三学童クラブ	0

人数上限を超える申請があった場合は、就労状況などご家庭の事情を総合的に判断し、入会決定いたします。希望する学童クラブに入会できない場合がありますので、予めご了承ください。

2. 学童クラブ育成料等の未納がある場合について

育成料等の納入が滞っている世帯は、全額納付していただくか、全額納付が難しい場合は、納付相談後に納付計画書をご提出いただいたりからの受付となります。

3. 学童クラブ入会申請書の第一希望と第二希望について

学童クラブ一覧（8ページ）を参考のうえ、入会申請書には入会希望の学童クラブを第二希望まで記入することができます。第一希望の学童クラブに入会できなかった場合は、自動的に第二希望の学童クラブでの審査となります。

第二希望の学童クラブの記入によって、優先順位が下がることはありません。第二希望の欄が空欄の方は、第一希望の学童クラブに入所できなかった場合、入会できません。

ただし、下記の（ア）～（ウ）の学童クラブについては、著しい入会希望の偏りが発生した場合には、どちらを記入されても、学年状況・地域状況・兄弟姉妹関係等を考慮して、人数・運営等に均衡がとれるよう振り分け・調整のうえ入会決定をします。

※状況によっては、継続状況よりも学年状況等を優先させる場合があります。

※下記以外の同一小学校区域内に複数の学童クラブがある場合についても、入会希望の偏りが発生した場合には、同様に調整する可能性があります。

- （ア） 向台学童クラブと向台第二学童クラブ
- （イ） ひばりが丘第一学童クラブとひばりが丘第二学童クラブ
- （ウ） 東伏見学童クラブと東伏見第二学童クラブ



4. 地区割り（居住地域による学童クラブの指定）について

以下の学童クラブでは、新規入会希望の児童を対象に、居住地域により学童クラブを指定させていただきます。ア～エの学童クラブに入会希望で初めて学童クラブをご利用される児童は、**下記の地区割り対象表**で必ず対象学童クラブをご確認ください。

ただし、指定の学童クラブ以外の学童クラブをご希望の方については、ご希望の学童クラブに空きがある場合にのみ、入会審査を行います。空きがない場合は、地区指定の対象学童クラブでの審査となります。

- ア けやき学童クラブ、けやき第二学童クラブ
- イ 谷戸学童クラブ、北原学童クラブ
- ウ 田無学童クラブ、田無第二学童クラブ
- エ 向台学童クラブ、向台第二学童クラブ



※1 小学校区域に2か所以上学童クラブが設置されている地域で、特に上記の4区域では著しい入会希望の偏りが発生しています。児童青少年課において、入会児童数の均衡を図るため、在籍児童の居住地域や住宅建設等から児童数の推移予測を考慮し、地区割りを実施しています。

◆地区割り対象外の方

過去にご利用いただいた学童クラブに継続申請される場合は、地区割りで指定されている学童クラブ以外でも申請が可能です。

ただし、定数を大幅に超える申請があった場合は、該当地区の児童が優先となります。地区指定の学童クラブ又は第二希望での審査となりますのでご了承ください。

《地区割り対象表》

小学校	住所	対象学童クラブ
けやき小学校 エリア	新青梅街道より北側（西原町二丁目除く）	けやき第二学童クラブ
	新青梅街道より南側（西原町二丁目含む）	けやき学童クラブ
谷戸第二小学校エリア	谷戸町一丁目、三丁目、住吉町一丁目	谷戸学童クラブ
	上記を除く住所	北原学童クラブ
田無小学校 エリア	田無町四丁目（9～22番のみ）、六丁目、七丁目、南町、芝久保町、西原町、田無町五丁目、緑町	田無学童クラブ
	田無町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目（9～22番除く）、柳沢、向台町、保谷町、北原町	田無第二学童クラブ
向台小学校 エリア	向台町一丁目、二丁目	向台学童クラブ
	向台町三丁目1～4番、5番27-101号から854号、6～10番	
	新町一丁目～四丁目	
	南町一丁目～三丁目	
	向台町三丁目5番（5番27-101号から854号までを除く）	向台第二学童クラブ
	向台町四丁目～六丁目	
	新町五丁目、六丁目	
	南町四丁目～六丁目	

7. 受入期間及び受入時間



期 間 令和8年7月21日（火）～8月31日（月）
時 間 月～金 午前8時15分～午後5時（勤務時間等により最長午後6時まで）
土曜日 勤務証明書等で監護に欠けることが明確な児童のみ同上の時間
※日曜日及び祝日は、学童クラブはお休みです。
※午前8時15分～午前8時30分の開所は夏休み期間限定で実施しています。



保護者の勤務時間等により早めに帰宅される場合は、ご自宅での監護にご協力をお願いいたします。

※委託学童クラブについては有料で開所時間延長などのサービスを行っています。詳細は15.「学童クラブ運営業務委託について」をご参照ください。

8. 育成料及び間食費の納入

学童クラブは、育成料及び間食費を負担していただきます。

夏休み期間限定学童クラブ負担額は、**10,500円**です。（※減額免除制度あり、下記10を参照）

内訳：育成料及び間食費の保護者負担額は、月額7,000円（育成料6,000円と間食費1,000円）です。

7月 育成料3,000円と間食費500円 8月 育成料6,000円と間食費1,000円

学童クラブへの出欠に関わらず、10,500円がかかります。出席がまったくない場合でも、夏休み期間限定学童クラブの在籍期間中は納付が必要です。

ただし、同一世帯で学童クラブに在籍する児童が2人以上の場合、学年が上の児童については、1人あたりの**育成料**が半額（育成料3,000円と間食費1,000円、月額4,000円）になります。また、月の15日以前の退会は、月の育成料と間食費それぞれが半額（育成料3,000円と間食費500円、月額3,500円）になります。

その他、減額免除制度がありますので、**10. 育成料及び間食費の減額免除制度**をご参照ください。

～学童クラブ育成料・間食費は必ず納入してください～

学童クラブは、国や都からの補助金、市の負担及び保護者にお納めいただいている育成料等で運営をしており、学童クラブ育成料等の滞りの発生が増加することにより、運営そのものに支障が生じることになります。また、保護者間の著しい負担の不均衡を生じさせ、不公平感の増長につながります。納入期限内の納入にご協力をお願いいたします。

9. 育成料及び間食費の納入方法

夏休み期間限定学童クラブ育成料及び間食費は、入会決定通知書に同封する**納付書**でお支払いいただきます。現在入会中の姉妹・兄弟が口座振替を利用している場合や以前在籍中に口座振替を利用していた場合は、同じ口座を利用できます。

10. 育成料及び間食費の減額免除制度

次の各号のいずれかに該当する場合は、育成料及び間食費について減額免除を受けることができますので、**令和8年7月31日（金）**までに必ず申請をしてください。申請書は入会決定通知に同封します。期限に遅れた場合は、対象期間の一部又は全部が減額免除になりませんのでご注意ください。

- (1) 生活保護法による被保護世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が児童の保護者のいずれかである世帯
- (3) 市民税・都民税が非課税で、児童育成手当を受給している世帯
- (4) 市民税・都民税 非課税世帯
- (5) 西東京市就学援助費の受給世帯
- (6) 児童がアレルギー疾患等により、提供される間食（おやつ）を食べることができないと認められた場合

11. お弁当

お昼時間も学童クラブでお過ごしになるため、お弁当の持参が必要となります。

〈宅配弁当サービス〉

公営学童クラブについては、保護者様から直接宅配弁当サービス業者に注文し、学童クラブに届いたお弁当をお子様が召し上がることができます。

詳細は、入会決定者に別途ご案内します。

委託学童クラブについては、直接学童クラブへお問合せください。

12. 新規入会児童対象の入会説明会

初めて学童クラブを利用される方を対象に、入会説明会を実施します。

(以前に西東京市立学童クラブを利用していた方は除きます。)

場所：各学童クラブ（同一小学校区域の学童クラブは、合同で実施する場合があります。）

日時：夏休み前に、入会決定した学童クラブからお電話にてご連絡いたします。

出席：保護者(1名)と入会決定児童



- ・入会説明会へは必ずご出席ください。
- ・保護者の方の都合がつかない場合は、必ず事前に学童クラブへご連絡ください。都合がつかない場合は、祖父母、知人（成人の方）など責任が持てる方に代理出席をお願いいたします。

13. 変更手続

提出書類(入会申請書、勤務証明書等)の内容に変更が生じた場合は、直ちに新たな証明書等の提出をしてください。

なお、勤務証明書等の内容を勤務先等に確認する場合があります。



14. 退会の届出等

学童クラブは途中で退会することができます。8月31日より前に退会する場合は、すみやかに**退会届**を学童クラブに提出してください。(退会届は各学童クラブ・児童青少年課に用意しているほか、市ホームページから印刷もできます。)

退会日はさかのぼることができません。退会届が提出されない限り、育成料及び間食費がかかります。

なお、退会の日付等により育成料及び間食費が減額になる場合があります。

15. 学童クラブ運営業務委託について

以下の9学童クラブについては、運営業務を民間事業者[※]に業務委託しております。委託事業者独自のサービスとして、有料で時間延長などのサービスを行っています。詳しい内容は、各学童クラブへお問い合わせください。

《委託学童クラブ》

- *北原学童クラブ *谷戸学童クラブ *向台学童クラブ *向台第二学童クラブ
- *ひばりが丘第一学童クラブ *ひばりが丘第二学童クラブ *下保谷学童クラブ
- *東伏見学童クラブ *東伏見第二学童クラブ

学童クラブについて、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

西東京市 子ども若者部 児童青少年課
西東京市南町五丁目6番13号(田無第二庁舎2階)
電話 042-460-9843(直通)



西東京市立学童クラブ一覧

令和8年4月16日現在

学童クラブ名	所在地	電話	定員	在籍数
田 無	田無町四丁目14番2号 田無児童館内	042-467-4700	50人	76人
田 無 第 二	田無町四丁目5番21号 田無小学校敷地内	042-466-0050	50人	69人
田 無 第 三	田無町四丁目5番21号 田無小学校内	042-464-2650	50人	94人
北 原	北原町一丁目16番2号 北原児童館内【民間委託】	042-451-2020	50人	70人
谷 戸	谷戸町一丁目22番10号【民間委託】	042-421-1661	50人	94人
谷 戸 第 二	谷戸町一丁目17番27号 谷戸第二小学校内	042-425-3640	30人	65人
み ど り	緑町三丁目8番3号	042-463-3966	70人	107人
ひばりが丘第一	ひばりが丘三丁目1番25号 ひばりが丘児童センター内【民間委託】	042-465-9480	70人	96人
ひばりが丘第二		042-465-9482	70人	96人
中 原	ひばりが丘二丁目6番25号 中原小学校内	042-452-5504	84人	133人
芝 久 保	芝久保町一丁目16番18号 芝久保児童館内	042-465-1651	50人	85人
北 芝 久 保	芝久保町三丁目15番10号 芝久保コミュニティセンター内	042-465-9991	50人	71人
芝 久 保 第 二	芝久保町三丁目7番1号 芝久保小学校内	042-466-2600	30人	40人
上 向 台	向台町六丁目7番28号 上向台小学校内	042-467-1238	35人	42人
上 向 台 第 二	向台町六丁目18番23号	042-468-0169	50人	77人
け や き	芝久保町五丁目7番1号 けやき小学校内	042-464-3812	79人	133人
け や き 第 二	西原町四丁目5番96号 西原北児童館内	042-464-3834	50人	64人
本 町	保谷町一丁目3番35号 保谷小学校内	042-463-3146	50人	145人
東	東町六丁目2番33号 東小学校敷地内	042-421-2115	80人	211人
下 保 谷	下保谷四丁目3番20号 下保谷児童センター内【民間委託】	042-422-8680	55人	103人
保 谷 第 一	下保谷一丁目4番4号 保谷第一小学校内	042-422-5651	50人	88人
中 町	中町四丁目4番1号 中町児童館内	042-422-8766	40人	80人
中 町 第 二		042-422-8805	40人	72人
本 町 第 二	保谷町一丁目14番23号 本町小学校内	042-464-9045	50人	117人
新 町	新町五丁目2番7号 新町児童館内	0422-55-1880	35人	54人
保 谷 柳 沢 第 二	柳沢四丁目2番11号 保谷第二小学校敷地内	042-468-1066	40人	79人
保 谷 柳 沢	柳沢二丁目6番11号 保谷柳沢児童館内	042-468-8588	45人	28人
東 伏 見	東伏見六丁目1番17号 東伏見小学校敷地内【民間委託】	042-461-7000	40人	60人
東 伏 見 第 二		042-451-3775	40人	57人
ひばりが丘北	ひばりが丘北一丁目6番8号 ひばりが丘北児童センター内	042-423-5110	40人	80人
ひばりが丘北第二		042-423-5124	40人	81人
住 吉	住吉町五丁目2番1号 住吉小学校内	042-421-3280	70人	140人
田 無 柳 沢	向台町一丁目8番33号 柳沢小学校敷地内	042-464-3845	120人	126人
向 台	向台町三丁目1番45号【民間委託】	042-463-0123	50人	79人
向 台 第 二		042-464-2600	50人	80人
向 台 第 三	向台町二丁目1番1号 向台小学校内	042-466-6151	40人	73人

